



中小企業の駆け込み寺 －中小企業活性化協議会－

1 中小企業活性化協議会とは

国は、産業競争力強化法の規定に基づき、都道府県庁所在地の商工会議所や公益財団法人等（認定支援機関）に委託をして、全都道府県に「中小企業活性化協議会」を設置しています。熊本県では、熊本商工会議所が受託し、熊本商工会議所内に「熊本県中小企業活性化協議会^{*}」が設置されています。

具体的には、「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業者からのご相談に対応しつつ、①収益力改善、②事業再生、③再チャレンジの各支援により、中小企業の経営課題に公正・中立な立場で、幅広く対応しています。

※ 住所：熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所ビル3F TEL：096-311-1288

2 中小企業活性化協議会のメンバー

熊本県中小企業活性化協議会は、統括責任者1名と統括責任者補佐（サブマネージャー）11名で構成されています。金融機関のOB・出向者、メーカー出身者のほか、中小企業診断士・行政書士・弁護士の特任者もいます。

3 収益力改善支援

経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題・問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を行います。

次のような方にお勧めです。

- ① 収益力改善により財務的安定を図りたい方
- ② 複数の金融機関に対して返済条件の変更（リスク）を依頼したい方
- ③ 自社の課題・問題点を客観的に把握したい方
- ④ 経営環境の変化に対応したビジネスモデルを構築したい方
- ⑤ 収益力改善に向けた具体的な行動計画を策定したい方
- ⑥ ガバナンス体制を整備したい方

以降は会員専用ページにて公開しております。

4 事業再生支援

収益力改善が難しい場合は、事業再生のために金融機関への返済条件の変更（リスク）や一部債権放棄等の金融支援を求める必要がある場合もあります。

同協議会では、事業再生に向けた計画策定支援や金融調整等の支援をします。同協議会が行う事業再生支援の手法は、金融機関等の債権者にしか企業の現状を知られずに、風評による信用低下などを回避しながら、経営再生を進めます。

[ご入会はこちらから](#)

次のような方にお勧めです。

(入力は数分で終わります)

- ① 経営再生に向けて問題点を整理したい方
- ② 事業を継続しつつ金融支援を得て立て直しを図りたい方
- ③ 外部専門家による詳細な調査を受けるための計画を立てたい方

[会員の方ははこちらから](#)